

# 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和4年1月21日～2月13日実施分）事務取扱要綱

3 産労総企第2791号  
令和4年1月19日

## （目的）

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）による営業時間短縮等の要請（令和4年1月21日から2月13日まで。以下「要請」という。）に全面的に協力し、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する都内の飲食店等の事業者に対して、営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給することにより、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、厳しい状況下の都内の飲食店等の事業者を支援することを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）飲食店等 「飲食店」及び「飲食店営業許可又は喫茶店営業許可のある施設等」
- （2）中小企業・個人事業主 大企業が実質的に経営に参画していない次のいずれかの法人等
  - ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主
  - ②特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
  - ③一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
  - ④中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- （3）大企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業（小売業であれば、資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人）に該当しない会社
- （4）みなしだ企業 次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業
  - ①大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資していること。
  - ②大企業が複数で発行済株式総額又は出資総額の2/3以上を所有又は出資していること。
  - ③役員総数の1/2以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
  - ④その他大企業が実質的に経営を支配（大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など）する力を有すると考えられること。
- （5）認証店 「感染防止徹底点検済証」（以下「点検済証」という。）の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗
- （6）非認証店 点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗

(対象事業者)

第3条 協力金の申請及び支給の対象となる中小企業・個人事業主等は、次に定める全ての要件を満たす者とする。

- (1) 要請を受けた都内の飲食店等を運営する中小企業・個人事業主等。
- (2) 要請の開始日（令和4年1月21日）より前に開業し、営業の実態があること。
- (3) 以下のいずれかを満たすこと。
  - ①夜21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた認証店において、要請期間中に朝5時から夜21までの間に営業時間を短縮し、酒類を提供する場合は、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とした上で、朝11時から夜20時までとしていること。
  - ②夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた認証店及び非認証店において、要請期間中に朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮し、酒類の提供を自粛していること。
- (4) 令和4年1月21日から2月13日までの全ての期間において、要請に全面的に協力していること。
- (5) カラオケ設備を提供している場合は、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行う等、基本的な感染防止策を徹底すること。
- (6) 都が公表している「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」等を遵守し、感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示していること。
- (7) 店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、登録していること。
- (8) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。あわせて暴力団及び暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。
- (9) 過去において、虚偽の申請を行っていないこと。

2 協力金の申請及び支給の対象となる大企業（みなし大企業含む）は、次に定める全ての要件を満たす者とする。

- (1) 要請を受けた都内の飲食店等を運営する大企業（みなし大企業を含む）。
- (2) 都内にある全ての直営店舗において要請に協力し、傘下のフランチャイズ店に対しても協力依頼を行うこと。
- (3) 前項（2）から（9）までの要件を全て満たしていること。

(支給額)

第4条 協力金は、前条に規定する対象事業者に対して、予算の範囲内において、店舗ごとに算出された日額を支給する。

- 2 中小企業・個人事業主等における店舗ごとの日額の算出は、事業者ごとに「売上高方式」又は「売上高減少額方式」のいずれかを選択する。
- 「売上高方式」を選択した場合の日額は、前条第1項（3）①において、2.5万円から7.5万円の範囲とし、②において、3万円から10万円の範囲とする。
- 「売上高減少額方式」を選択した場合の日額は、20万円を上限とする。
- 3 大企業及びみなし大企業は「売上高減少額方式」で店舗ごとの日額を算出することとする。

(申請)

第5条 協力金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、協力金の支給を受けようとするときは、様式第1号（中小企業・個人事業主の場合）に、様式第2－1号（中小企業・個人事業主の場合）又は様式第2－2号（大企業の場合）による確認書その他知事が定める資料を添えて知事に提出しなければならない。

2 申請者は店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請しなければならず、申請後に店舗を追加することはできない。また、同一事業者による複数回の申請も行うことはできない。

(支給)

第6条 知事は、申請者より前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められる場合は協力金を支給する。

2 協力に係る謝意を示すため、申請者の店舗に係る屋号及び所在する区市町村名を公表する。  
3 知事は、第1項の審査により、協力金の支給を決定したときは、様式第3号により当該申請者に通知する。  
4 知事は、第1項の審査により、協力金を支給しないと決定したときは、様式第4号により当該申請者に通知する。

(協力金の取消し及び返還)

第7条 知事は、協力金支給の決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により、協力金の支給を受けようとした事実が判明した場合は、支給の決定の取消しを行うものとする。

2 前項の取消しを行う場合において既に協力金を支給しているときは、知事は期限を定め、協力金の返還を命ずるとともに、協力金と同額の違約金を求めることができる。

(検査及び報告)

第8条 知事は、協力金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置（以下「検査及び報告等」という。）を求めることができる。

2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協力金の支給等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。